

村上市監査委員公表第1号

令和4年度

村上市財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和5年2月7日

村上市監査委員

小 田 健 司
渡 辺 昌

令和4年度 村上市財政援助団体監査報告書

1 監査の期間

令和4年9月28日～令和5年2月7日

2 監査実施団体及び期日

令和3年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	書類監査・聴取実施期日
一般社団法人 村上市観光協会 (村上市観光協会誘客事業補助金)	11月28日
村上市有害鳥獣被害防止対策協議会 (村上市有害鳥獣被害防止対策協議会負担金)	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

令和3年度に財政援助をした団体について、資料を所管課から提出させた。提出資料件数は補助金及び交付金で244件、負担金で18件であった。この中から補助金1件、負担金1件を抽出し、監査を実施した。

監査の内容は、村上市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、関係書類の点検を行い、所管課職員から業務内容等の説明を受けた。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

5 監査の結果

(1) 共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、村上市補助金等交付規則に定められたとおり、概ね適正に事務処理が行われていた。

(2) 個別事項

○村上市観光協会誘客事業補助金

補助金交付要綱に基づかない補助対象外経費が補助対象経費として計上されていた。所管課においては、補助金額確定の前に十分な審査を行い、適切な指導に努めていただきたい。

○村上市有害鳥獣被害防止対策協議会負担金

協議会の総会で予算が承認される前に負担金の請求が行われていた。所管課においては、協議会の規約に基づいて適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。